

第一期中期目標期間

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 業務実績評価書

東京都地方独立行政法人評価委員会

東京都地方独立行政法人の中期目標期間における業務実績評価について

東京都地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、東京都が設立した地方独立行政法人である公立大学法人首都大学東京、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターのうち、平成24年度末に第一期の中期目標期間を終了した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターについて、中期目標期間における業務の実績に関する評価を行いました。

地方独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績に関する評価と、各事業年度における業務の実績に関する評価の2つの評価を、評価委員会から受けることとされています。

今回実施した中期目標期間評価は、法人が中期目標を着実に達成するために作成した中期計画の達成状況を確認し、評価結果を示すことにより、次期中期目標期間に向けて法人の自主的な業務改善を促すという意義と、都が検討する法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資するという役割を担っています。

評価に当たっては、各法人の特性に応じた評価基準・指標を設定し、法人の活動を的確に把握するよう努めました。

本評価書では、東京都地方独立行政法人評価委員会が地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターから提出された業務実績報告書及び法人からのヒアリング等を通じて業務の実績を総合的に評価し、まとめた評価結果について全体評価、項目別評価の順に掲載しています。

東京都地方独立行政法人評価委員会では、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが、この中期目標期間評価結果を積極的に活用することにより、第二期中期目標期間において中期目標の着実な達成を図り、高齢者のための高度専門医療及び研究を通じて、都内高齢者の健康の維持及び増進に一層寄与することを期待します。

平成25年8月29日
東京都地方独立行政法人評価委員会
委員長 高久 史磨

— 目 次 —

I	全体評価	1
II	項目別評価	7
III	参考資料	19